

平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 19 日（金）午前 10 時 00 分～12 時 00 分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館 5 階 5-A 会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略） 18 名
上野谷加代子 太田千恵子 小山万亀子 北岡賢剛 北川陽子 駒井千代
呉屋之保 崎山美智子 城貴志 田野節子 中村彰彦 中村宗寛 中村裕次
花房正信 濱上洋 藤野政信（途中退席） 松葉香世 渡邊光春
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略） 9 名
猪飼剛 鷺飼淳子 大久保貴 坂本陽子 白井京子 立岡孝子 他谷恵津子
塚本秀一 村島茂男
- 5 事務局
三日月知事、藤本健康医療福祉部長、角野健康医療福祉部次長
健康福祉政策課：市川課長、海老根課長補佐、吉田副主幹、安澤主査、関主査
医療福祉推進課：岡野課長、長谷川副主幹
障害福祉課：丸山課長、橋本参事、清水係長、早尻主査
子ども・青少年局：大岡副局長
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 新任委員の紹介、あいさつ
 - (3) 共生社会づくりを目指すための条例の必要性について
 - (4) 共生社会づくりを目指すための条例の骨格について
 - (5) 条例検討専門分科会の設置について
 - (6) 滋賀県地域福祉支援計画の主な取組内容について
 - (7) 平成 28 年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻に

なりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長から御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

本日は、滋賀県社会福祉審議会を開催いたしましたところ、何かと御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては、それぞれの活動を通じまして、県民生活、県民福祉の向上に御尽力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、障害者差別解消法が施行されまして、1年を経過いたしました。この法律は、行政機関や民間の事業者が、障害を理由にサービスの提供を拒否したりすることを禁止することとともに、いわゆる合理的配慮を提供することについて義務を課すことなどによりまして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しております。

しかしながら、この法律や県また市町の障害者の差別に関する相談窓口を御存知でないということなどによりまして、相談につながっていない事例も多くあると考えており、県としても法律や相談窓口など必要な情報について、周知をしっかりと進めていく必要があると考えております。

また、障害者差別解消法には寄せられた相談に対する調整でありますとか、その解決の仕組みが具体的に明記をされていないというようなことがございまして、どのようにこの法律を実効性あるものとして運用していくのかということが課題となっております。

そこで本県では、法の実効性を高めますとともに、すべての人に居場所と出番がある共生社会づくりを目指す決意と行動を県の独自の条例として制定をし、県民みんなで共有することが必要であると考えておりまして、現在、検討を進めているところでございます。

条例の検討にあたりましては、より広い視点で議論を進める必要があるということで、本日、知事から本審議会委員長あてに諮問をさせていただくこととなりました。

詳しくは後程御説明をいたしますが、今後審議会で御議論をいただきまして、条例の骨格について、御意見を取りまとめていただきたいと考えております。

委員の皆様には、豊富な御経験、また深い御識見をもとに忌憚のない御意見をいただき

ますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

〔司会〕

はじめに、本日の審議会には、委員27名中18名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、各所属団体の役員改選等によりまして、本日はじめて御出席いただいている委員がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。お名前を読み上げますので、一言ずつ御挨拶いただきますようお願いいたします。

(委員紹介)

ありがとうございました。なお、本日、御都合により欠席の委員を御紹介いたします。

(委員紹介)

となっております。

次に、本日配布している資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお知らせ願います。

なお、三日月知事ですが、現在、他の公務中であるため、10時30分頃に本審議会に参る予定です。会議途中の入室になる予定ですが御了承よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

進行ですが、社会福祉法第10条の規定により、委員長は会務を総理するとあるため、渡邊委員長をお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしく申し上げます。

〔委員長〕

皆さん、おはようございます。

本日、社会福祉審議会、共生社会づくりを目指すための条例の骨格について、諮問の予定を聞いております。先程、健康医療福祉部長の話にありましたが、障害者差別解消とい

う法律が施行されておりますが、私は障害者差別解消法の「解消」という言葉があれば、なぜ全国の自治体でいくつかの条例をつくるのか疑問なわけではありますが、きっと「解消」という名前と中身とが違うのだらうなと思います。

そういう意味でそれぞれの自治体で補完なり補強をするようなことになったのだなと思いますし、また、障害者差別解消法の流れを汲み取った条例をつくるということで、いわゆる障害関係の審議会での議論ではなくて、この社会福祉審議会での議論をするという意味合いを私なりに考えますと、結局、糸賀先生の言葉に尽きると思います。

社会福祉という言葉で糸賀先生は、一人ひとりの幸福、幸せが保障されなければ、それは社会福祉とは言えないというお言葉をおっしゃっていただいておりますが、そういう意味で、この障害という言葉の意味を、この現在に置き直すとどういう生きづらさがあるんだらうか。

そういう意味で事務局説明を聞きますと、様々な議論の対象が、今のいわゆる法で定まっている障害の定義の枠を超えた範囲も議論しようではないか、というように聞いておりますので、様々なお立場、御見地、御見識、また御経験をされた方々ばかりでございますので、いわゆる社会的にそういったものを無くしていくにはどうしたらよいか、様々な議論をしていただきたいと思っておりますし、また論点、課題も提議いただければと思います。

それでは、事務局の説明をお願いします。

〔障害福祉課長〕

(資料1、参考資料1 説明)

〔委員長〕

ありがとうございました。では、ただいまの説明について、質問あるいは御確認等ございましたら、お願いをいたします。

〔委員長〕

隣に県議会の議員がいらっしゃいますので、私から質問なのですが、平成24年10月に(資料1)3ページですが、県身体障害者福祉協会、県手をつなぐ育成会、県精神障害

者家族会連合会から知事あてに要望書の提出、併せて下の方（資料1 3ページ※印）に
県議会全会派に要望ということが書かれているのですけども、それはどんな受け止め方を
されたのか、概要についてお話をお願いします。

〔委員〕

（平成24年）10月に各団体の方から色々意見交換会をさせていただく中で、身体障害
者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会連合会の皆様から、中身は知事に提出
された内容と同じものを私たちもいただきまして、各会派の中でそれをもとに色々な意見
を出し合っていました。そういう中で、議会質問の中でも、条例の有無に関しては、
ちょっとまだ早いのではないかという方もいらっしゃったり、やはり作る事が大事だと、
色々な意見も出しながら、うちの会派ではやはり条例は作るべきだということを何度か議
会の方でも申し上げておりまして、今年度、知事の答弁からも「条例にむけて」というお
言葉をいただいております、議会の中ではそういった動きになっております。

〔委員長〕

ありがとうございます。議会の動きはそういうことだそうです。

委員どうでしょうか。

〔委員〕

よくわかりました。

〔委員長〕

よくわかりましたという意味は？

条例の必要性について、お考えをいただければ。

〔委員〕

もちろん配慮の方法を補完するという意味では、必要性を含めて私自身も感じている部
分ですけれども、一つ先程の意見にありましたけども、「障害のある人」というところを

特別に絞りすぎると、逆に差別を助長しかねないとの御意見もいただきましたので、その辺も説明できるようにしていく必要があるのかなと思いました。

障害のある人たちという部分だけではなく、まちづくり全部含めて、議論していく必要があるのかなと。

〔委員長〕

ありがとうございます。

〔委員〕

(資料1 3ページ) この経過の中にあります、最後の方の共生社会推進検討会議の方に参加させていただきまして、確かにこの条例に向けては、平成24年に要望してきた立場としまして、どんなに活動してもこの条例は必要がある。だからお願いしたいという中で、やっぱりこの検討会議の中でも、どの範囲までというところが最後まで議論になったところですよ。

確かに、生きづらさを持った人を全てというふうになった時に、障害者差別解消法のところがぼんやりとしたかたちにならないかという不安と、でも本当に生きづらい、もがくような生活をされている方をそのまま無視して、障害者だけをというのもこれも一つの問題じゃないかなというところで、範囲については、障害者は特別だと思われぬような、県民の方に御理解をいただけるようなかたちで持っていけないといけないという難しさがすごくあると思います。

どこの範囲というのは、これから検討していかないといけないところだと思いますけれども、県民の皆さんが納得できるような、やっぱり条例は守らなければと思われるような、また障害者が特別視されないような格好で検討していただきたい。これから一生懸命考えたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔委員〕

滋賀県は糸賀先生がものすごくいいことを言っておられますので、それをもとに作っていかないといけないのではないかと思います。

そして、人と人とのつながりが、今、希薄になっていますよね。こういったところも議論して、ある程度きちんとしたものが出来上がらないと、県民の皆様には知らせることができなくなってしまいますので、それだけはしっかりやっていっていただきたいと思っています。

〔委員長〕

ありがとうございます。お二人の意見を踏まえると、一番の論点は対象者の範囲、いわゆる各法で、身体障害者福祉法と精神障害者福祉法あるいは知的障害者福祉法で定められた対象者、プラスどの範囲を対象とするのかということが非常に大きな論点ではないかと、今のお話を聞きながらさらに難しさを感じたところでございます。

それでは本審議会への諮問について、進行を一旦事務局の方へお返しいたします。よろしく願いいたします。

〔司会〕

ありがとうございます。それではただいまから、三日月知事から本審議会委員長に対しまして、『共生社会づくりを目指すための条例の骨格について』諮問をさせていただきます。

なお、諮問書の写しでございますが、資料2として各委員の皆様のお机の上にも配布しておりますので、御確認よろしく願いいたします。

〔知事〕

それでは読み上げて諮問をさせていただきます。

(資料2 諮問)

委員の先生方どうぞよろしく願いいたします。

〔司会〕

それでは、ここで三日月知事より一言御挨拶申し上げます。

〔知事〕

改めまして、こんにちは。審議会の途中、このような時間をいただきましてありがとうございます。通常、審議会等に諮問をする時、知事が直接諮問するということはあまりないそうです。答申をいただくことは多いのですが、直接諮問することはないということだったのですけれども、今日は私から直接、内容文を読み上げた上で諮問をさせていただきました。

ここに、私としての、今の滋賀県政としての決意と覚悟をお汲み取りいただければ幸いです。

やまゆり園の事件を私も強い衝撃を受けました。それと同時にその時も何人かの方にはお話をしたのですが、今、糸賀先生をはじめ田村先生や皆様方がお元気でいらっしゃったらどんなことをお感じになられたであろうか。また、声をあげることのできなかった被害者や当事者の皆様はどんな思いでこの事件を受け止められたであろうか。色々なことを考えたと同時に、その温床のようなものは、もしかしたら社会の至るところにまだまだ存在しているのではないだろうかという、そういう危機感、それらを何とか無くしていかなければならない、垣根を取り除いていかなければならないという使命感を強く持ったところでございます。

糸賀先生の「この子らを世の光に」という言葉は、私も常日頃、反芻咀嚼をする大変好きな言葉でありますし、大事な言葉だと思っています。

全ての人が世の光となりうるような、そういう滋賀県を、また社会を作っていきたいと思えます。それと同時に、この条例づくり、過程を大事にしたいと思ひまして、「私たちのことを私たち抜きに決めないでほしい」という、当事者の皆様方の、関係者の皆様方の思いもありますので、過程をしっかりと見える化すると同時に、多くの方々の御意見やお考えが盛り込めるような、これ言うは易し、行うは難しで、過程が非常に難しいことあると思ひますが大事に進めていきたい。

そういう意味でスケジュールだけに縛られない、しかしだからといって漫然と時間を経過させればよいというものではございませんので、しっかりと考えていきたいと思ひてい

ます。

納得感と滋賀らしさのある条例を、全ての方の納得感と滋賀らしさが盛り込まれた条例を作っていきたいと思います。

もう一つは、国連の新しい開発目標「SDGs」の取組に都道府県としてはじめて参画することを表明いたしました。今ここに付けております、このバッチがそうございまして、それは「滋賀の縁創造実践」の取組にもつながると思っておりますし、誰一人取り残さない、置き去りにしないという、そういう目標として、従来で言えば途上国の開発目標が中心でありましたけども、今は先進国も含めたすべての人が関われる、そういう取組目標だと思っておりますので、その意味でこの条例づくりや条例に基づく施策をきちんと作れるかどうかがこの取組を行うことを宣言した自治体の一つの大きな試金石になると私は思っておりますので、そういう観点からも、従来にない思いと決意をもって取組をしていきたいと存じます。

社会福祉審議会が御議論いただく課題は、数多あると思いますが、どうかこの諮問に対して、先生方の御協力、御参画、切にお願いを申し上げまして、一緒にがんばることをお誓い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

〔司会〕

ありがとうございました。三日月知事ですが、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

〔司会〕

それでは、委員長、引き続き進行どうぞよろしく願いいたします。

〔委員長〕

はい。今、知事の覚悟という言葉がありました。

それでは、次第の4「条例検討専門分科会の設置について」事務局説明をお願いいたします。

〔障害福祉課長〕

(資料3、資料4 説明)

〔委員長〕

ありがとうございました。ただいまの説明について、御確認いただくことや質問、感想でも結構でございますので、お話いただければと思います。

特に(資料4)論点1、2が出ておりますので、それについてのお考えなどがございましたら、この際ですので御議論いただけるとありがたいと思います。

〔委員〕

論点の1で先程、課長が説明されたように、合理的配慮の提供で法的義務や努力義務で横出し・上乘せがされているのはすごくありがたいし、当事者にとってもありがたいことです。

パンフレット『合理的配慮を知っていますか?』の中で合理的配慮をするというように書いてあったのですが、ここの部分でわからない部分があるのですけれども、合理的配慮の提供というように書いてありますが、先程、委員がおっしゃったように、やっぱり障害者に特別の色々な配慮をしないといけないというのは、いかがなものかなと思います。

ただ、この(パンフレット3ページ)真ん中の社会の中でバリアを取り除くための何らかの対応が必要と意思を訴えられた時、負担が重すぎない範囲で対応すること、事業者においては対応に努めること、ということが書いてあるのですが、この具体的な合理的配慮というのは、お願いした人の色々な条件等がありますが、その人の気持ちもある程度左右するのかなと思いました。

例えば「階段を上げてください」といっても、人がいなければ上げてもらうことが不可能な場合とか色々なケースがあるので、必ずしも合理的配慮ができていないということはないのですけれども、やっぱりその人の気持ちもある程度左右するのかなという部分があるので、この辺がもう少し何か具体的に書けるようなことがあるといいと思います。

やっぱりこういうパンフレットについては、ある程度漠然とした書き方がいいのか、今、私にはよくわからないのですが、どうがよいかと思っているところです。

〔委員長〕

ありがとうございます。今後の議論の課題というか、論点として事務局でお引き取りいただければと思います。

事業者の立場からこういう、いわゆる規制ですね。結局、コスト的にある程度かかると思うんです。一定の整備をしようとする。その辺の折り合いを、レベルをどういうふう
に今後、今この辺が折り合いのレベルということではなくて、これを議論の方向感として、
先程知事も話がありましたけど、色々なところで色々な議論を出して皆が納得できるとい
う話をされていましたが、そういう意味で事業所の方の御意見は非常に大きいと思うん
です。この条例の動向と言いますか、そういう観点から結構ですので、また違う観点から
も結構ですので、御意見いただければと思います。

〔委員〕

なかなか事業所という立場であって、ないような、私の個人的な立場なのですが、障害
者という言葉の概念がこれほど多様になっているので、身体的な部分で環境を整えればい
いだけではないというように捉えていました。

もっと身体的な部分ではなくて、気持ち的な部分で取り残されている人とか対応できな
い人の方が多いと思うので、そういう意味で今後この話し合いの中で単に整備であるとか、
見た目だけでない部分をどのように対応するのか。それは人レベルになるので、先程おっ
しゃられたように合理的という言葉でいいのかどうか、そこをものすごく自分の中でまだ
理解できてないですが、本当に難しいと思って聞かしていただいております。見た目だ
けの設備ではないということも捉えています。

〔委員〕

何をもって合理的というのかは社会の基準、そのときの国民の考えなども反映しますの
で、諮問をいただいて条例を作るという意義はとにかく大きいと思います。

当事者の方々の意見をお聞きしながら、しかし国際的に考えましたら、かなり次の次の
段階に入っておりますので、もうちょっと言っていただいた方がよいという気がします。

だから合理的というのは、どこまで私たちができるのかというチャレンジでもありますし、試されていることでもあります。

同志社大学などは民間でございますが、24時間ヘルパーさんが必要という方がおられ、京都市では初めてというレベルの方に入試を工夫して、タブレットによる入試を初めて実施しました。責任をどこが持つのかと言われたら、私共、社会福祉学科が持ちますと言えればいいわけですよ。

今までにないことを制度として作りながら受験をしていただき、そして入学する水準であれば、お部屋を作らないといけません。

そういうことで、教員も試され、学生も試され、地域の住民さんも試されますので、失敗はあるわけですよ。

だから、合理的というのは一体何なのかということ、やっぱりひとつひとつの事例を通してやっていくしかないわけであって、一つ実験が成功しますとこれは合理的にできたという証明になります。

行政ではなく、公立ではなく、私学でできるということを日本全体に対して示した。合理的だったというように私は考えていますので、社会実験という言葉はあまりいい言葉ではありませんが、「やっていくんだ！」という思い。

知事が覚悟をおっしゃった、滋賀でそれは作れるだろうと思いますので、理念レベルのことを実効に移すということが試されている、審議会が試されている、県民が試されている、関係者が試されている、こういうふうによく受け止めています。

1960年代から私は障害者と色々なことをやってまいりました。1970年、養護学校義務化の時に様々な考えの運動がおこった。その中でやっぱり、本人と親御さんと関係する人たちの御意見を聞いて進めないと、なるものもならないということを学びました。

そういう意味で理念が先行することは、当事者の人たちのくらしをよくすることにはつながらないし、しかし理念がなければ、やはり当事者の人たちのお声は弱くなっていきます。

50年近くもう経とうとしておりますので、当時の方々の御苦勞を歴史的に糸賀先生まで遡る必要と、そういう方たちの御意見もお聞きして力強く進めていくしかないと思います。

〔委員長〕

理念の先行と理念を実現させるという話で委員から一言お願いします。

〔委員〕

心のバリアの問題が実は自分の中にもあると思うことがあります。こういった議論の時に「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という話がよくでてきて、その言葉は重し、重要なキーワードなんだろうと、メッセージなんだろうということは、そのとおりでと思うわけです。

今回の条例は『共生』という意味で言えば、障害がある人たちが主張することが、全て実現するということが本当に可能なかどうかということ、私たち抜きで決めるなという話と併せて、やっぱり逃げないで議論を深めていきたいな、というのが今回の自分の抱負なんです。

合理的配慮という、その合理的という言葉の持つ意味であるとか、なぜ障害者差別禁止ではなくて、差別解消という言葉を使ったのかということが、やはりこのことに対する意味を僕たちは本当に議論の中で深めていきたいと思います。

どうしても、障害がある方に対して、何か御提案があった時に心の中で、それはちょっと無理だなと思っていても、そうですよね、と僕なんかも言ってしまう部分があったりして、それはどこかで議論を避けているのかもしれない。

ですから大いにお互いの立場や色々な立場の方が議論して、どこに共生社会としての落としどころがあるのか、そこだったら合意できるのかということ、障害のある人もそうでない人も対等な立場で、皆さんで、共生社会をどうデザインするのかということ、しっかりしゃべっていく必要があると思います。

ですから、こういう条例ができたらずぐさま、誰かの暮らしが劇的に変わるということではなくて、そこがスタートとして、心のバリアがなくなる、私の心のバリアや色々な方のそういうことが成熟していく社会のスタートになるのではないかと、根性入れて議論していく必要がある。

それが実は滋賀らしさになるのではないかと、理念で上滑りの条例ができるのではなくて、

本当にそういうことをしっかり議論した結果、共生社会の、我々のプラットフォームであるということが納得できるような議論が深まるのが、滋賀らしきになるのではないだろうか。

確かに24道府県の色々こういう条例が出て、幾つか読んでみて、本当にそこに対する疑問は感じますので、大いに私たちが思う存分議論を深めることができればというように思います。

〔委員長〕

今、いくつか論点が出たような気がしますので、事務局も記録をとって整理をお願いします。

委員、どんな観点でも結構です。障害のある人、当事者だけでなしに、家族も含めて様々な観点から教えていただければ。

〔委員〕

精神の場合、見た目ではわからないということで、差別解消法にどう結び付けていくかというのは本当に難しいことであると感じております。

合理的配慮としては、今、勤務時間とかで短時間、一般の方よりも少ない時間数、1週間のうち何時間か働いたらよい、そういう配慮はしていただいております。

そこまでなかなかいきつけられない方もいらっしゃいますが、合理的配慮として、そういうことをしていただいているというのは本当にありがたいことだと思っております。

一人ひとり特性がありますけども、差別されたことをどう理解していただくか、それが解消法につながっていくので、言葉として絵図の写真入りはよくわかりますし、こういうことはわかりやすいことですが、精神の方にとっては、どう表現するかということが一番難しいことです。

本人さんの気持ちを一番大切に数多く聞いていただいて、それから決めていただきたいと一番思っております。

〔委員長〕

ありがとうございます。

次は医療の現場から。こういう条例は私的な感覚でいうと医療現場で相当大きいような気がします。というのは私の個人的認識なのですが障害のある人たちは、医療依存度が高い方が多いと思いますので。

委員どうですか。どんな観点からでも結構です。感想でも結構です。

〔委員〕

病院というところは、基本的にもともと障害者手帳をお持ちの方だけでなく、病気やケガで、一時的に特別なケアが必要な方が来院される所であり、そういう事情を持った方ばかりですので、その方々に対するどのような診療、医療を行っていくかということは常々、その方々の状況に合わせて対応していかなければならないということで非常に苦労しております。

今どこの滋賀県下の病院では、ほとんど新しくなってバリアフリーになっていると思うのですが、例えば駐車場からちょっと2、3cmぐらい段があるところでも車椅子がとりにくいですとか、障害者の駐車場に違う車が止めているとか、色々な方々がおられるわけです。

その方々にこちら側として対応していくことになるわけですが、診療している時に本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかけるようなことは、実は結構多くてですね。

ほとんど耳が聞こえにくい方が来られて、つつい介助している方だけに言って、後で話しておいてね、と言ったりするのですけれども。

結局はみんな待ち時間は短い方がいいし、説明時間は長い方がいいわけですので、一人について時間をかけるということは、残りの人がみんなどれだけ待たすのかということで、待ち時間が長くなる、そういう意味でバランスというのが非常に難しいですね。

病院としては、色々な方が来られており、皆さんがそれぞれの御事情がありますので、そういう人たちのことが配慮できるような、これが合理的配慮かどうかということを考えていきたいと思います。

そういうような気持ちになる条例を作って、滋賀らしさというか、共生社会というのは

結局、障害を含めた弱者に対する対応ということですので、そういう気持ちが現れるような条例を作っていただければよいのかなと思います。

〔委員〕

一人の事業主、個人経営の事業主の立場から疑問点があります。

(参考資料1) 条例による上乘せ、横出しというところなのですが、事業者が上乘せによって義務化されているとありますね。義務化された場合、大きい病院の場合はそれなりに対応できると思います。

肉体的・精神的に色々な病気などで来られる方がたくさんいます。それなりに私たちは一生懸命に対応させていただいて、できる範囲で努力しております。

今度、これが条例化して具体的になってきた時に、実際、個人的にやっているところはどこまで対応できるか、非常にその面では心配しております。本当はすべてのところでやってほしい、やらねばならないと思っております。やらねばならないけれども、いざ事務的な問題、あるいは金銭的な問題がでできます。逆に言えば病院はクレーム対応する窓口などがありますが、開業している場合には、個人と個人の関係になり、遠慮して直接要求を伝えられることが少ない。そうした場合に障害を持っている人たちの気持ちをどう汲み取るかということが非常に難しいと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。先程から生きづらさとか色々でていますけれども、これから認知症500万人時代と言われるような時代でもあります。委員、一言お願いします。

〔委員〕

すごく難しい問題だと思っています。家族の会の中にも認知症で自分の思いをなかなか伝えられない方がいらっちゃって、やっぱり先程先生もおっしゃったように、御本人に対することを家族の方とか付き添いの方に全部お話されるようなことがあります。

でも、心は生きているというように言われているように、本人は感じるが多々あるんです。しゃべれない方でもそうです。

だから、そういうことを踏まえると、皆さんからお話を聞いたことを生かしながら、社会でこれを受け止めて、浸透していくのはすごく時間がかかると思うのですが、少しずつ御本人の思いも交えて作っていったらと思います。

〔委員長〕

ありがとうございます。それでは様々な意見がでました。また、事務局で整理して、今後の検討の様々な論点、課題につなげていただければと思います。

それではお諮りしたいと思います。条例検討専門分科会を設置することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

〔委員長〕

ありがとうございます。異議なしということで、条例検討専門分科会を設置することに決しました。

次に次第の5「報告」の「滋賀県地域福祉支援計画の主な取組内容について」、事務局説明をお願いいたします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料5、参考資料2 説明)

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。

委員からこの計画について、分科会長として御議論いただきましたので、国の動向も併せてお願いします。

〔委員〕

今、事務局の方から本当にまとまった御報告をいただきました。幸いといってよいので

しょうか、滋賀県の地域福祉支援計画は国の非常に早い政策動向を一部取り込んだかたちで策定させていただきました。

厚生労働省から県に出向されていた方がおられたということもございますが、一つは政策動向の動きを先取りしながら、しかし滋賀らしいものを作る、国の言いなりになる必要はございませんので、それが理念としてはできているだろうと思います。

二つ目は滋賀の縁創造実践センターにおけるいくつかのモデル事業、色々なプロジェクトの中で実践を伴うようなイメージが、地域福祉支援計画の中に取り込んでいるという意味では評価できると思う。

但し、私が全国色々なところを行かせていただいて見ております中で、支援計画というのは必ず市町でやっていただかないといけない。市町は市町で独自でございますけれども、理念を共にしながら、そこがやや、ものすごい失礼な言い方になるかもしれませんが、弱いというふうに思います。ですからいくつかの市町はすごくやっておられるんです。日本でモデル事業と言われているのが5、6個あります。

しかし滋賀レベルだったらもうちょっとがんばっていただいた方がいいんじゃないかと思うぐらいでございます。その差が激しいという意味で、それでは県民が非常に困りますので、そのあたりをどういうふうに、県の審議会なのですが、市町の審議会に直接申し上げられませんが、県と市町との関係を、計画というのはそういう意味で支援計画ですので、次に手を出せるかというのが一つございます。

もう一つは何と言っても人づくりなんですよね。保育士と介護福祉士、あるいは社会福祉士、精神保健福祉士含めて一課程を作ると国は言っております、私も社会保障審議会の委員として出席しており、昨年からそのあたりが攻防戦になっておりまして、滋賀にとってはどうすることが益でということになります、どういう方向でいくのかの検討を平成30年までに行う予定です。

各養成校においても様々な取組と議員さんを通しての陳情、運動がありまして、今は混沌とした状況でございます。

しかし、人材がないと福祉は進みませんので、専門人材と共に、地域の人材、地域力、民生委員・児童委員さんのお仕事は大変重要であり、法改正をしながら進めております。また、今年には民生委員制度創設100周年を迎えます。

あるいは教育との関わり、住まいとの関わり、もちろん医療・介護は大きい問題でありますけれども、社会保障審議会を超える多分野と協力・協働・連携しませんと地域福祉が進まないというところにまで国も気が付き、今、色々な形で省庁を超えた動きがなされつつあります。

そういう意味で注視をしながら、県として、方向性は大体これでよいのですが、具体化していくかというあたりが、お金をかけて、しかしお金を作り出しながら、どういうふうにしていくか、頭の痛いことが次の計画を作成していく時、平成30年以降になりますけれども、あるいは進捗状況を評価しながら、途中から今の法改正に合わせたかたちで修正をしていく必要があると感じております。

〔委員〕

(資料5) 17ページの「障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり」とかそのあたりで、先程、話していた条例の件とも関わってくることはあるのですが、パンフレットでも社会モデルで書かれてはいるんですが、いかに障害を社会モデルとして皆がとらえきれぬのか、というところが結構大事じゃないかなというふうに日々思っているのですが、なかなか難しく、結局、一般的な、医学モデル的な感じで仕事をしてしまっている場面も出たりするので、いかに社会モデルとしてそれを浸透できるのかなというところなんです。

あと、どうしてもインクルーシブ教育が進まないとなかなかその辺の理解が進んでいかないと思うのですが、実際、養護学校、特別支援学校の定員がやっぱりもう一杯であったり、また、それが普通学校の方でなかなか受け止められない。

実は僕の連れ合いが小学校の教師をしているのですが、現場ではとてもそれが難しいという話を聞いていたりすると、どこから押し進めていけば本当にいいものか、すごく考えさせられていて、でもインクルーシブ教育の方をしっかりとっていくこと、力を入れてやっていくことが、結果的に一般的な社会の障害者理解だけではなくて、生きづらさみたいなことが無くなっていくことにつながると思うので、そういうようなところに力を入れられるような取組になればなと思っています。

〔委員〕

今日、はじめて来させていただきまして、色々な問題がたくさんあると思います。私は高齢福祉が専門ですけれども、その中でそして地域の中で何ができるかなということをしつかり考えていかなければいけないと思っております。またそこをしつかりと行動に移せるようにやっていきたいと思っております。

〔委員〕

私の場合、労働者の立場で審議会に参加をさせていただいているのですが、働く場面も共生社会という言葉が非常によく最近使っています。

労働者も普通に企業に勤めている正職員もいれば非正規職員も年間全国2,000万人を超えるようになっている。

それ以外に働きたくても働けない、家で高齢者の世話をしないといけないとか、逆に母子家庭、子どもの面倒を見ないといけない、預けるところが今ないような人たちとか色々な方が世の中にはいらっしゃると思っております。

そういった全ての人がともに楽しく生きていける社会というのが共生社会だろうと思っております。

私の場合、障害者の方だけに論点をあてるわけではなく、全ての大変な方たちのことも考える必要があると思っております。

それからもう一つ例えば、東北で大震災があって、特に福島県からは放射能の関係で滋賀県にも避難をされている方がいる。帰りたくても帰れない。こちらに住んでいらっしやいますが、子どもの学校のことがある、住む場所もあるが3年でもう追い出されそうというような人たちもいれば、お金のある人は余裕をもって避難をしている方もおられるのですが、そういう人も含めた人たちがいっぱいいらっしゃる中で共生社会、特に地域でのあり方が非常に大事だと思っております。

地域でこういう共生社会をつくる、また県も条例をつくるということなので、今でも県の他の条例があります。だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議の構成団体としても私は入っているのですが、非常に今日の中の条例も重なる部分がたくさんあると思っております。重なってもいいと思っております。ただ、そこでいつもサービスが細分化されてくる。

そうすると専門化というかたちで、非常に分野が細かくなってきて、でもトータルするとこれだけ色々な人をまとめるのにどこがまとめるのか、話が合わない。隣へ行けばその部分のうちではわからない、隣へ行きなさいと、たらい回しじゃないですけども、こういったサービスが非常に横行している。その辺を何とか一つには無理かもしれませんが、まとまらないものか。

それと条例をつくる、骨子をつくる時に、色んな人からの意見の吸い上げの仕方をどうするのかなど。先程、分科会のスケジュールもありましたけれども、当事者の意見が最後12月に聞いて、2月に条例ができる、3か月ぐらいしかない。

そのぐらいの期間というよりも、もっと前に骨子をつくる時に、色んな状況の調査をし、企業の方たちから意見をいただけるようなことができないものか、それを含めて骨子を作ってそこで現状どうなるんだろう、地域どうなるんだろうと論議をしていって、作っていただければと思います。

〔委員〕

我々、民生委員、それなりに数は全国で23万人、滋賀県は3,200人ぐらいいます。

地域力の低下というのは皆さん御存知のところでございます、我々民生委員、少しの個人情報ももらっておりますが、それでもって社会的孤立されている方の支援というのはなかなか結び付かないものがございます。

今考えておりますのは、何とか我々民生委員がコーディネーター役をして、町の自治連とか各種団体を巻き込んで、地域で困っている人を支える、そういうシステムづくりをしたいと思っています。

というのは民生委員だけではできないからなんです。これから孤立する方がたくさんおられるので、まち全体、地域全体で福祉はこれから取り組んでいかなければいけない、そんな時代が来ていると思っています。

〔委員長〕

ありがとうございます。

それでは次に次第の5「平成28年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について」事

務局説明をお願いします。

〔健康福祉政策課長〕

(資料6 説明)

〔委員長〕

ありがとうございます。今の説明について、質問等また確認いただくことがございましたらお願いします。

〔委員〕

市町ごとの改選状況を見させていただきましたら、欠員数が非常に多いところがございますね。何か理由ございますか。

〔健康福祉政策課長〕

栗東市は御存知の方が多いかと思いますが、非常にマンションが増えている地域でございまして、きめ細やかに配置したいという思いを栗東市は持っておられるようであり、より広く配置いただいているようでございます。

なかなか御理解がいただけないところがあると、棟の民生委員が選出できないということでございます。その辺を苦慮されていると聞いているところでございます。

〔委員長〕

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして御議論いただきましてありがとうございました。様々な論点、課題も御提議いただきましたので、今後事務局の方におきましては整理いただきまして、更なる深まりとそれからスケジュールについてもいかに集約していくかという方法論についても御提議がございましたので、よろしく今後の検討に反映をいただきたいと思います。それではこれで終了させていただきます。司会を事務局へお返しいたします。

〔司会〕

委員長、様々な御配慮のもと、円滑な進行ありがとうございました。

本日は、委員の皆様からたいへん難しい問題について、貴重な御意見をたくさんいただきました。誠にありがとうございました。皆様からいただきました意見をもとに、しっかり私共受け止めて、次に進めたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。